

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

日本作業療法士協会誌

2020

6

【協会諸規程】

- 臨床実習指導者実践研修制度規程
- 臨床実習指導者実践研修制度規程細則

【協会活動資料】

2019年度受託事業報告

厚生労働省委託事業

「介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会全国設置事業」

一般財団法人日本公衆衛生協会委託 地域保健総合推進事業

「リハビリテーション専門職・団体の災害時活用指針の立案及び
地域保健実践集作成に向けた実践事例の収集」

新連載

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法の提供を目指して①

重要なお知らせ

表紙ウラ、p.4-5、31に必ずお目通してください



一般社団法人

日本作業療法士協会

重 要

2020 年度に入会した皆さまへ

付帯情報登録のお願い

この度は当協会に入会いただき心より感謝申し上げます。

入会手続きが完了し協会員となった皆様に、次の段階の登録をお願いいたします。この点につきましては、すでに入会手続き完了時にメールもしくは書面にてご案内しております。

入会手続きの際に基本情報（協会からのご案内や連絡を行うための住所やメールアドレス等の情報）を登録いただきましたが、次の段階として**付帯情報の登録**をお願いいたします。

付帯情報は、作業療法士の勤務実態を集計し、国や他団体へ要望活動を行う際の根拠資料や、協会の活動方針を決める指針となる資料の作成に必須の情報となります。会員統計資料は毎年、本誌『日本作業療法士協会誌』（2017 年度会員統計資料は本誌第 79 号（2018 年 10 月発行）p.12～）に掲載しておりますので、協会ホームページ等で是非ご確認ください。

登録にあたっては、下記の手順をご確認ください。

【登録方法について】 ※登録内容に問題があると、エラー内容が表示されます。

- ①日本作業療法士協会ホームページ→会員向け情報→会員ポータルサイト
- ②会員ポータルサイトにログインし、「基本情報変更」をクリック
※パスワードが不明の場合、もしくは入力してもログインできない場合は、「パスワードを忘れた方はこちら」から仮パスワードを申請してください。
- ③基本情報変更→会員情報の閲覧・更新
- ④「個人情報」をクリックし、登録済みの情報の確認と、「必須」と書かれた項目で未入力の部分を入力し、一番下の「送信」をクリック
※現在作業療法士として勤務されておらず勤務施設の登録がない方は、⑥に進む
- ⑤「勤務先」をクリックし、登録済みの情報の確認と、「必須」と書かれた項目で未入力の部分を入力し、一番下の「送信」をクリック
- ⑥会員情報の確認および登録は完了。
※作業療法士として勤務している方は、「勤務先」ページも登録が必ず必要です。
※登録方法にご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

会員情報の登録および確認は、入会完了より 1 ヶ月以内にお済ませください。

情報が登録されませんと、登録情報不備により統計情報委員会が実施する調査の対象となります。

一般社団法人日本作業療法士協会
事務局長 香山 明美
会員管理 霜田・賛田
E-mail : kaiinkanri@jaot.or.jp

JAO T

日本作業療法士協会誌

CONTENTS

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

目次 ● 2020 年 6 月 15 日発行 第 99 号

ピックアップ

- 5 COVID-19 を理由に内定取消または解雇された会員・
入会申請者の会費免除について

- 4 事務局からのお知らせ
31 『研修受講カード』お手元にありますか？

- 2 会議録 2020 年度 第 2 回定例理事会抄録
3 協会各部署活動報告 (2020 年 4 月期)
協会諸規程
6 ●臨床実習指導者実践研修制度規程
8 ●臨床実習指導者実践研修制度規程細則
協会活動資料
2019 年度受託事業報告
10 (1)厚生労働省委託事業
「介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会全国設置事業」
12 (2)一般財団法人日本公衆衛生協会委託 地域保健総合推進事業
「リハビリテーション専門職・団体の災害時活用指針の立案及び
地域保健実践集作成に向けた実践事例の収集」

- 14 学会だより②
●第 54 回日本作業療学会プログラム概要
16 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに
寄与する作業療法の提供を目指して①
20 MTDLP 実施・活用・推進のための情報ターミナル②
●次の扉を開く！啓発・普及から定着・展開へ
22 知っておきたいキーワード
●児童福祉編⑥「会議」
●就労支援編⑤「障害者雇用促進法」
24 国際部 Information
●「国際学会で発表しよう！～準備から発表まで、はじめて講座～」
25 窓～女性の協会活動参画促進のために～
●私と“心を癒す医療”

連
載

- 26 2020 年度特別表彰
27 日本作業療法士連盟だより
28 協会主催研修会案内
32 編集後記



2020年度

第2回定例理事会抄録

日 時：2020年5月16日（土）13:08～16:51

方 法：Zoom システムによる Web 会議

出 席：中村（会長）、香山、山本、宮口（副会長）、宇田、大庭、酒井、佐藤、清水、藤井、三澤（一）、
村井（常務理事）、池田、岩佐、岡本（佳）、梶原、小林、関本、高島（千）、谷、谷川、三沢（幸）（理事）、
長尾（監事）

陪 席：能登、小賀野、長井（委員長）、岩上（財務担当）、宮井（事務長）、杉田、遠藤

I. 報告事項

1. 2020 年度第 1 回定例理事会議事録（4 月 18 日）書面報告。

2. 会長専決事項

- 1) 会員の入退会について 書面報告。
- 2) 水害被災会員の会費免除について 書面報告。
- 3) 協会事務局の在宅勤務の継続について 書面報告。

3. COVID-19 の協会对応について

- 1) 協会对応窓口設置と対応の流れ 書面報告。
- 2) 会員緊急調査の結果（山本副会長）資料 03-02・03 に沿って説明した。
- 3) 『COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染対策／作業療法業務について（Ver.2）』（山本副会長）資料 03-04 に沿って説明した。
- 4) 2020 年度事業計画見直しの検討結果（香山副会長・事務局局長）A 案は上半期中に COVID-19 感染の影響が終息し、下半期から通常の協会活動が可能な場合、B 案は今年度末までは可能にならない場合で、各部署にそれぞれ計画の見直し検討をお願いしている。

4. 2020 年度定時社員総会の出欠状況と開催要領、会長メッセージのライブ配信について（長井総会議事運営委員長）資料 04-01・02 に沿って説明した。

5. 2019 年度事業評価について 書面報告。

6. 認定作業療法士新規取得要件の一部追加について 書面報告。

7. 令和 3 年度介護報酬改定に関する要望 書面報告。

8. 制度対策部国際生活機能分類班設置に向けた推進組織及びタイムスケジュールについて 書面報告。

9. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会」協会員推進ワーキングメンバーについて 書面報告。

10. 協会著作「事例で学ぶ生活行為向上マネジメント」第 2 版発行に向けて 書面報告。

11. 協会 Web サイトのアクセスログ（2020 年 4 月期）書面報告。

12. APOTC2020（フィリピン）が 2021 年へ延期：APOTRG EMT の Zoom 会議報告 書面報告。

13. 活動報告等

- 1) 会長及び業務執行理事の 2020 年 4 月期活動報告 書面報告。
- 2) 協会各部署の 2020 年 4 月期活動報告 書面報告。
- 3) 渉外活動報告 書面報告。
- 4) 日本作業療法士連盟活動報告（2020 年 4 月 14 日～5 月 7 日）書面報告。
- 5) 訪問リハビリテーション振興財団の動き 書面報告。

14. 2019 年度の有資格者数と組織率の修正について 書面報告。

15. その他

（小林理事）4 月に実施したチーム医療のアンケートについての協力依頼。

（大庭常務理事・国際部長）国際部員のボンジェ氏が、2022WFOT パリ大会のサイエンティフィック・コミッティーに加わる。WFOT と WHO 共同のパーキンソンのプ

ロジェクトに日本から高橋香代子氏の参画決定。

（藤井常務理事・教育部長）5 月 13 日に「作業療法士養成施設間の Web 意見交換会」を開催、156 の養成課程、300 名を超える教員が出席。

（山本副会長）介護領域での COVID-19 感染症に関する会員緊急調査の結果報告。今後、他団体と情報交換し、本領域の COVID-19 対応の要望書の提出を検討中。

II. 審議事項

1. 臨床実習指導者実践研修制度規程および細則（案）について（藤井常務理事・教育部長）（1）臨床実習指導者実践研修制度の規程と細則を制定したい。（2）当該研修会の厚生労働省指定を得ることを目標としたい。→承認

2. 第 54 回日本作業療法学会の開催方法について（能登学会運営委員長、宮口副会長・学術部長）第 54 回日本作業療法学会は、COVID-19 の影響により新潟県の朱鷺メッセでの開催を断念し、Web 開催としたい。→承認
Web 開催の参加費については、会員は 1 万円、学生は 2,000 円としたい。→承認

3. 2021 年度課題研究助成制度募集要項案について（宮口副会長・学術部長）指定課題 I に「自動車運転支援に対する作業療法の効果」と「ロボット支援技術を用いた作業療法の効果」を追加。助成対象とならない内容を記載し、一次審査が終了した時点で応募者に結果を通知する。→承認

4. 倫理委員会および倫理問題の取り扱いの見直しに関する特設委員会の設置について（中村会長）「多発する多様な倫理問題の適切な処理と取り扱い組織等に関する検討委員会」を設置したい。→承認

5. 第三次作業療法 5 カ年戦略（2018-2022）見直しの方法について（香山副会長・事務局局長、小賀野企画調整委員長）① 中間見直しの実施。→承認

② 「5 カ年戦略見直し事業審議日程（案）」、③各部署の記入方法 →承認

6. その他 COVID-19 対策関連

1) COVID-19 を理由に内定取消・解雇された会員・入会申請者の会費免除について（中村会長、香山副会長・事務局局長）COVID-19 の影響で内定取消・解雇された会員の会費を特例的に免除する制度を導入したい。

→状況により対象の変更もあり得ることを加えて承認

2) 都道府県作業療法士会への“COVID-19 に関する士会活動支援費”の支給について（中村会長、香山副会長・事務局局長）“COVID-19 に関する士会活動支援費”として各士会に一律 3 万円を支給したい。→承認

7. その他

（藤井常務理事・教育部長）生涯教育関連研修会は、上半期は中止、下半期に開催予定。厚生労働省指定臨床実習指導者講習会は、Web による富山県士会と東京都士会での開催状況を踏まえて実施予定。→承認

協会各部署 活動報告

(2020年4月期)

学術部

【学術委員会】学術委員会班長・責任者 Web 会議開催。事例報告登録制度（一般事例、MTDLP 事例）の運営と管理。事例報告公開事例活用への広報。作業療法マニュアルの編集。課題研究助成制度採択研究助成手続き。2021 年度課題研究助成制度募集要項作成。組織的学術研究体制の検討。学術研究倫理審査委員会体制整備の検討開始。

【学術誌編集委員会】『作業療法』第 39 巻 2 号発刊。査読管理および編集作業。査読システム導入の検討。『Asian Journal of OT』：査読管理および編集作業。

【学会運営委員会】学会運営会議開催。第 54 回日本作業療法学会（新潟）開催形態検討、演題のセッション分け作業、ホームページ更新、セミナーの選定、広告掲載・機器展示募集、プログラム日程の調整、学術誌に広報記事を掲載。

教育部

【本部】教育部組織再構築に向けた検討。次年度活動の調整。

【養成教育委員会】COVID-19 による臨床実習・授業への影響についてのアンケート調査の実施と報告。厚生労働省指定臨床実習指導者講習会開催（Zoom によるテレビ会議システムの利用講習会）の準備支援。作業療法士学校養成施設連絡会キックオフ会議準備、ほか。

【生涯教育委員会】システム開発会議の開催。システム稼働延期に伴う対応。専門作業療法士新規分野検討。他団体・SIG の資格認定検討。SIG 認定対応。生涯教育制度推進に関する対応。士会での COVID-19 感染対策の影響調査、ほか。

【研修運営委員会】2020 年度専門作業療法士取得および認定作業療法士取得研修会。重点課題研修。e ラーニング講座等の開催準備ならびに研修会中止に伴う対応。e ラーニングコンテンツ作成、ほか。

【教育関連審査委員会】WFOT 認定等教育水準審査。JCORE 実地調査のまとめ。専門作業療法士等資格認定審査のスケジュール調整。臨床実習審査のスケジュール調整、ほか。

【作業療法学会書編集委員会】原稿執筆および確認作業、ほか。

制度対策部

【本部】担当理事で、①「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会」今年度事業計画およびワーキングメンバー調整、機関誌への報告執筆。②全国リハビリテーション医療関連団体協議会報酬対策委員会への出席、および制度対策部会を Web 開催し、今年度事業の進捗を確認。

【医療保険対策委員会・介護保険対策委員会】①診療報酬・介護報酬情報のホームページ更新。②会員からの制度に関する問い合わせ対応。③介護報酬改定に向けた要望の検討。

【障害保健福祉対策委員会】①自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業における作業療法実践事例集。②高次脳機能障害および若年性認知症の就労支援情報収集。③児童福祉および就労支援に関する周知記事連載。④特別支援教育に関する士会担当者へのアンケート実施。⑤学校を理解して支援ができる作業療法士の育成研修会（基礎編）士会への提供資料準備。

【福祉用具対策委員会】①「生活行為工夫情報モデル事業」：事例登録、事例活用に向けた準備。②「福祉用具相談支援システム運用事業」：相談対応等。③「IT 機器レンタル事業」：レンタル受付手配。

広報部

【広報委員会】＜ホームページ＞2020 年度改訂に向けトップページの作成。スライドの改訂作業。サーバー契約。リダイレクト表作成などの準備。

【機関誌編集委員会】機関誌 4 月号発行。5 月号校了。6 月号以降の執筆依頼、進行等の確認。

国際部

【本部】第 1 回国際部全体会議（Web 会議）準備。

【国際委員会】2020 年度国際部 information について広報部との会議。国際部 information の重点課題研修 e ラーニング講座広報記事の執筆。OT ガイド「Normal life has been disrupted」の日本語版作成作業。第 54 回日本作業療法学会（新潟開催）国際シンポジウム準備。第 3 回日台シンポジウム（台湾）開催時期に関する理事会審議の上程。海外からの問い合わせ対応。JANNET など他団体との連携。国際交流動向に関する実態調査 2020（養成校）の準備。APOTC 誘致委員会との情報共有。

【WFOT 委員会】WFOT からの連絡への対応。WFOT の Bulletin に関するアンケートの広報。WHO「COVID-19 医療従事者のための対話型スキルトレーニング」に関する調査の広報。APOTC2020 開催延期に関する理事会報告。

災害対策室

「復興のあゆみ」の作成および英訳。国際医療技術財団（JIMTEF）への活動協力。大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会

（JRAT）活動への協力。災害支援ボランティア登録の随時受付。

47 都道府県委員会

①各ワーキンググループにて委員会に向けた検討、関連部署との調整。②2020 年度第 1 回 47 委員会の中止に伴い資料配付に向けた準備。

地域包括ケアシステム推進委員会

委員によるエリアごとの士会支援、連絡調整。「2020 年度地域ケア会議および介護予防・日常生活支援総合事業に関する人材育成研修会」開催に向けた検討と準備。47 都道府県委員会への資料配付の対応。理事・委員長での Web 会議開催。

運転と作業療法委員会

士会協力者への個別問合せ対応と情報配付。本年度事業（研修会等）の実施方法の検討（メール・電話にて）。47 都道府県委員会への資料配付の対応。

アジア太平洋作業療法学会誘致委員会

2020APOTC の開催時期変更に関する理事会報告。APOTG への 2024 年誘致ビットペーパー検討。国際部・学会運営委員会との情報共有。委託業者との調整。

障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会

機関誌連載記事の原稿執筆。障害のある人のダンスバトル開催へ向けての検討・準備。2019 年度事業評価表の作成。

白書委員会

作業療法白書 2020（仮称）のアンケート作成に関わるワーキンググループ設置について理事会へ報告。

事務局

【財務・会計】2020 年度会費の請求および収納。3 月度月次会計入力および 2019 年度決算作業。財務会議の開催。監査資料の準備および 2019 年度監査の実施。

【会員管理】会費未納による会員資格喪失の処理。会員の任意退会、入会、異動等に関する処理・管理。施設養成校管理システムの管理・メール対応。新入会希望者への振込用紙発送。海外会員への発送。刊行物の戻り処理。パスワード再発行に関する対応。研修受講カードの有料再発行に関する対応。士会員情報と協会員情報のデータ照合作業。

【総務】COVID-19 に対する国民・会員・都道府県士会・協会各部署・事務局職員向けの各種対策の検討。Web 会議システムの法人契約と各部署へのアカウント配付。三役会・定例理事会の資料作成・開催補助・議事録作成。会長のスケジュール調整・管理、依頼案件への対応。新コンピュータシステム 2 次開発にかかる業者との打ち合わせ・進捗確認、公開延期およびそれらの踏まえた契約締結に係る検討。事務局職員の増員に伴う事務所レイアウトの変更、事務局サーバーの移設工事。事務局職員体制の整備の一環として「主任」職位の設置。事務局職員の在宅勤務に伴う勤務体制と方法、課題と対応案等に関する検討。

【企画調整委員会】2019 年度事業評価の取りまとめ。2020 年度事業評価表の作成。第三次作業療法 5 ヶ年戦略の中間見直しに向けた検討。

【規約委員会】個人情報保護規程・個人情報保護方針の改定に関する検討（継続）。臨床実習指導者実践研修制度規程および細則（案）の検討と理事会への上程。

【統計情報委員会】2019 年度会員統計資料の作成。

【福利厚生委員会】2019 年度待遇調査の結果集計。女性相談窓口による相談対応。

【表彰委員会・表彰審査会】2020 年度特別表彰の決定通知の作成・発信。表彰式開催に関する検討。

【総会議事運営委員会】2020 年度定時社員総会の議案書の制作（最終校正、校了）。総会の会場・時期・開催方法等について継続して検討し、理事会決定事項を社員に通知、最終的な出欠確認。

【選挙管理委員会】代議員選出規程に関する検討（継続）。

【倫理委員会】都道府県士会から寄せられた案件への対応。その他会員・非会員から寄せられた倫理問題事案への対応。

【生活行為向上マネジメント士会連携支援室】機関誌に掲載する MTDLP 関連情報の検討・原稿作成。『事例で学ぶ生活行為向上マネジメント』改訂に向けた作業、法人著作としての理事会への審議上程。

【国内外関係団体との連絡調整】大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）、厚生労働省、法務省、リハビリテーション専門職団体協議会（リハ 3 団体）、全国リハビリテーション医療関連団体協議会・報酬対策委員会、チーム医療推進協議会等々との連絡調整・会議参加・事務局運営など（継続）。

事務局からのお知らせ

◎第 54 回日本作業療法学会 事前参加登録について

学会の事前参加登録は、2020 年度の日本作業療法士協会年会費の納入確認をもって可能となります。事前参加登録を希望している会員の方はすみやかに 2020 年度協会年会費をご納入願います。学会事前参加登録については学会ホームページ (<http://www.c-linkage.co.jp/ot54/index.html>) より、＜事前参加登録＞の項目をご参照ください。

◎ご自身の登録情報が最新かどうかをご確認ください！

協会に登録している勤務施設は現在の職場でしょうか。協会より会員所属施設宛に郵送物等をお送りしますと、既に退職済みとのことで返送されてくる場合があります。また、発送先を自宅宛とご指定いただいている場合、勤務施設に関する情報が更新されず、古い勤務施設の登録が残ったままになっている場合があります。協会にご登録いただいている施設にその会員が所属しているものと判断しますので、ご自身の登録している勤務施設情報が最新であるかどうかを確認し、もし古い情報のままでしたら修正・更新をお願い致します。

※パスワードをお持ちでない方、忘失された方はパスワードを再発行することができます（協会ホームページ＞会員ポータルサイト＞パスワードを忘れた方はこちら）。

◎休会に関するご案内

現在は 2021 年度（2021 年 4 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日）の休会を受付中です。2020 年度会費をご納入のうえ、用紙は事務局までご請求ください。

【申請手続】

前提条件……………①申請年度までの会費が完納されていること

②過去の休会期間が 5 年間に達していないこと

提出書類……………①休会届（協会事務局に連絡し、所定の用紙を請求。これに必要事項を記入し、署名・捺印）

②休会理由の根拠となる、第三者による証明書

○出産・育児………出産を証明する母子手帳の写しなど

○介護………要介護状態を証明する書類の写しなど

○長期の病気療養………医師の診断書の写しなど

提出方法……………郵便でのみ受け付けます

提出先……………〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル 7 階 一般社団法人日本作業療法士協会

提出期限……………2021 年 1 月 31 日（必着）

【制度の詳細】

休会制度の詳細および「Q&A」については協会ホームページをご覧ください（協会ホームページ＞会員向け情報＞Members Info＞各種届出＞休会制度）。その他ご不明な点は協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までお問い合わせください。

COVID-19 を理由に内定取消または解雇された会員・入会申請者の 会費免除について

一般社団法人 日本作業療法士協会
事務局長 香山明美

COVID-19 の影響で医療福祉関係の施設・事業所等においても経営が悪化し、雇用状況が不安定になっています。一般社団法人日本作業療法士協会では、今般の非常事態のなかで COVID-19 を理由に内定取消または解雇された会員や入会希望者を支援するために、特例的な会費免除制度を導入することになりました（2020 年 5 月 16 日理事会決定）。

該当する会員は下記の要領で申請を行ってください。

また、入会希望者にはこの制度を間接的にしか伝えることができません。作業療法士学校養成施設、都道府県作業療法士会、個々の職場等で、該当する方がいれば是非ご案内くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

【申請方法】 1) 次の書類をご用意いただき、協会事務局宛てに郵送してください。

◆内定が取り消された方：①②④

◆解雇となった方：①③⑤

①会費免除申請書（協会所定の様式）→協会ホームページからダウンロードできます

②内定取消通知書（写し）

③解雇通知書（写し）

④健康保険被保険者証 ※（写し）

⑤雇用保険受給者資格者証（写し）

※ 国民健康保険の場合は、本人または家族（被扶養者）、各種組合保険の場合は家族（被扶養者）の保険証

2) 初めて就職される新卒者で、入会を希望される方の場合、入会申請と会費免除申請の両方の書類の提出が必要となりますので、提出方法等については協会事務局までお問い合わせください。

3) 封筒には「会費免除申請書類在中」と添え書きを明記してください。

【申請書類送付先】 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル 7 階
一般社団法人 日本作業療法士協会 事務局

【申請期限】 2020 年 9 月 30 日必着（状況により延長する可能性もあります）

【問合せ先】 ご不明な点がございましたら、kaihi@jaot.or.jp までお問い合わせください。

【結果の通知】 申請書類を審査したうえで、結果につきましては書面で通知いたします。

【お願い】 この会費免除制度は、COVID-19 の影響で内定取消または解雇となり、収入がなくなった方に対する特別措置ですので、会費免除が決定した場合であっても、当年度内に改めて就職でき、収入の見通しが立った場合には、その旨をご申告いただき、会費をお納めいただければ幸いです。

臨床実習指導者実践研修制度規程および細則が2020年度第2回定例理事会（2020年5月16日）で承認されました（新規の整備）。臨床実習指導者実践研修会は、より実践的・効果的な臨床実習指導方法を学ぶ場として新たに企画し、2019年度より開始したものです。対象は厚生労働省指定臨床実習指導者講習会を修了した会員、目的は臨床実習環境の質的な向上を図り、実習学生の到達水準を高めることにあります。会員にとっては、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会で学んだ知識・技術をより高め、自己研鑽を図る機会となるでしょう。この研修会の実績を積み、研修会修了者を多く育成することで、近い将来、厚生労働省指定を得ることを一つの目標としています。

一般社団法人 日本作業療法士協会

臨床実習指導者実践研修制度規程

2020年3月1日

（趣 旨）

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた臨床実習指導者実践研修制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 本規程は、臨床実習指導者を対象に、より実践的、効果的な学生指導ができる臨床実習指導者を養成し、臨床実習指導の質の向上、臨床実習学生の到達水準を高めるため、本会が一定の基準を設けて臨床実習指導に寄与できる作業療法士の養成・審査・認定を行うことを目的とする。

（定 義）

第3条 一般社団法人日本作業療法士協会臨床実習指導者実践研修修了者（以下、臨床実習指導者実践研修修了者）とは、作業療法学生の臨床実習指導に関する一定の知識と技術に加え、実践的、効

果的な学生指導ができる臨床実習指導能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいう。

（本会の役割）

第4条 本会は、臨床実習指導に関わる作業療法士の知識と技術を高めるための支援等を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正・研修会の企画・運営に関する必要な業務は、教育部（養成教育委員会）がこれを行う。

3 臨床実習指導者実践研修修了者の認定審査に関する必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

（本制度の整備・改正）

第5条 本制度の整備・改正は、教育部（養成教育委員会）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（養成教育委員会）は、本制度が整備・

改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(認定の要件)

第6条 臨床実習指導者実践研修修了者の認定要件を、臨床実習指導者実践研修制度規程細則に定める。

(認定の手続)

第7条 臨床実習指導者実践研修修了認定の手続は、会員が申請書類を本会事務局に送付することによって始まる。

- 2 書類審査は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。
- 3 認定においては、教育部（教育関連審査委員会）の審査結果に基づき、理事会の議決による承認を受けなければならない。
- 4 本会は、認定を受けた者に認定証を交付する。

(情報公開)

- 第8条 本会は、臨床実習指導者実践研修修了者の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設名などを公開する。
- 2 公開する範囲は、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第9条 臨床実習指導者実践研修修了認定は、理事会の承認後から継続する。

(認定の取り消し)

第10条 本会は、臨床実習指導者実践研修修了者が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

- (1) 本会定款第8条、第9条及び第10条の規定により、本会会員の資格を喪失したとき。
- (2) 臨床実習指導者実践研修修了者を自ら辞退したとき。
- (3) (一社) 日本作業療法士協会を退会したとき。
- (4) 申請書類に虚偽があったとき。
- (5) 会員処分の種類に関する規程に定められた処分を受けたとき。
- (6) その他、本会理事会において臨床実習指導者実践研修修了者として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、2020年3月1日より施行する。

臨床実習指導者実践研修制度規程細則

2020 年 3 月 1 日

(目 的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会臨床実習指導者実践研修制度規程（以下、規程）の施行にあたり、必要な事項を定める。

(申請要件)

第 2 条 臨床実習指導者実践研修修了者認定の申請資格は、下記項目のすべてを満たしていることとする。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 本会正会員かつ都道府県作業療法士会正会員であること。
- (3) 作業療法士免許取得後、4 年以上の実務経験を有し、かつ以下のいずれかの条件を満たす日本作業療法士協会正会員
 - ①厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会修了者
 - ②厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会修了者
 - ③一般社団法人日本作業療法士協会の臨床実習指導者研修（中級・上級）修了認定者

(申請手続き)

第 3 条 臨床実習指導者実践研修修了者認定の申請をしようとする者は、以下の書類を整え、本会に提出する。

- (1) 作業療法士臨床実習指導者実践研修修了認定申請書（別記第 1 号様式の 1、2）
- (2) 臨床実習指導の養成校名が確認できる臨床実習指導証明書の写し
- (3) 返信用封筒（レターパック）
- (4) 本会の当該年度会員証の写し
- (5) 所属する都道府県作業療法士会における会員歴証明書

(細則の変更)

第 4 条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この細則は、2020 年 3 月 1 日より施行する。

別記第 1 号様式 作業療法士臨床実習指導者研修修了認定申請書

別記第1号様式（第3条関係）

作業療法士臨床実習指導者実践研修修了認定申請書

申請日： 年 月 日

一般社団法人日本作業療法士協会 御中

所属施設名：

申請者名：

会員番号：

作業療法士臨床実習指導者実践研修修了認定について以下の通り修了の資料を添えて申請します。

記

1. 作業療法士臨床実習指導者研修修了要件（該当項目の□にチェックと必要事項記載）

☐ 厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会修了

年 月 日

☐ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会修了

年 月 日

☐ 一般社団法人日本作業療法士協会の臨床実習指導者研修（中級・上級）修了認定

年 月 日

2. 総合臨床実習指導（6週間以上）（該当の場合□にチェックと表に必要事項記載）

☐ 指導あり

総合臨床実習指導養成校名	指導期間

3. 本会の当該年度会員証の写し

注：1については生涯教育手帳の該当箇所の写しを添付する。

注：2について、表の枠が不足の場合には別表を添付する。

指導の養成校名が確認できる臨床実習指導証明書を添付する。

注：認定者は日本作業療法士協会ホームページで開示される。

2019 年度受託事業報告（1）

厚生労働省委託事業

「介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会全国設置事業」

昨年度に引き続き2年目の受託となった本事業は、より現場のニーズに寄り添った具体的な提案を行うことができた。その事業概要を報告する。

1. 事業の目的

介護現場で有用性の高い介護ロボットの導入を推進するために、介護ロボットを導入する介護施設等において、解決すべき課題（ニーズ）を調査し、それを解決するための要素技術および周辺技術（シーズ）とマッチングさせた介護ロボット等について、開発すべきテーマや具体的な機能などを提案する。

2. 実施概要

幅広く全国のニーズを汲み取れるように各都道府県に1ヵ所ずつ協議会を設置し、48の新規介護ロボット等の提案を行った。協議会は、推進委員会やプロジェクトコーディネーターからのアドバイスを受けながら、協議会・ワーキングの開催、調査やシミュレーション等を実施して提案をまとめ、成果報告会（2月実施）にて新規介護ロボット等の報告を行った。

成果報告会は、2日間に渡り開催され、口述発表・展示にて報告を行い、ディスカッションにて情報の共有がなされた。また、厚生労働省老健局高齢者支援課課長の齋藤良太氏にご出席いただき、開会式でご挨拶を頂いた。

成果報告会



厚生労働省齋藤課長の挨拶



展示会場視察



口述発表の様子

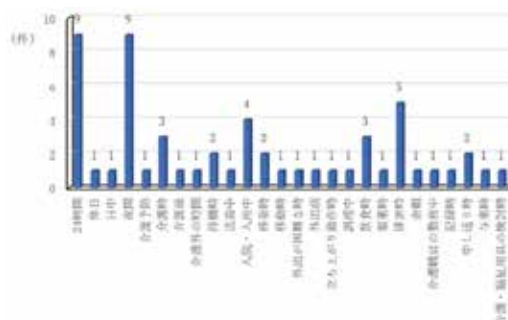


展示会場の様子

3. 新規介護ロボット等提案の横断分析（事業報告書より抜粋※1）



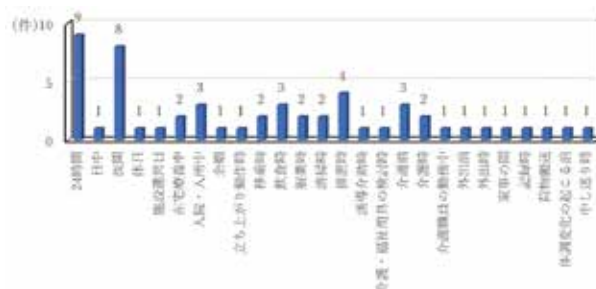
(1) 解決すべき課題分野 (N = 48)



(2) 解決すべき課題が生じる場面 (N = 56)



(3) どのような課題を解決すべきか (N = 63)



(4) 介護ロボットを導入する場面 (N = 55)

4. 今後の展望

本事業の成果として、多くの興味深い介護ロボット開発における提案が得られ、今後の開発フェーズへの移行などに期待がもてる結果となった。本年度事業に関わった総人員数は631名であり、本事業の取り組みを経験しノウハウを蓄積した重要な人材として、今後の介護ロボットの開発・普及に活かすべきであろうと考えられた。

5. リンク

- ・厚生労働省ホームページ 介護ロボットの開発・普及の促進

- (1) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置
令和元年度事業報告書 ※1

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>

- ・介護ロボットの開発支援について

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2_3.pdf

2019 年度受託事業報告（2）

一般財団法人日本公衆衛生協会委託 地域保健総合推進事業

「リハビリテーション専門職・団体の災害時活用指針の立案及び地域保健実践集作成に向けた実践事例の収集」

日本作業療法士協会は日本理学療法士協会と合同で、1996 年度より一般財団法人日本公衆衛生協会の「地域保健総合推進事業」の分担事業者として行政機関に所属するリハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）の効率的かつ効果的な事業展開のあり方について検討してきた。

2017 年度以降は、災害時の被災者支援においてリハ専門職に求められる課題や、支援を効率的かつ効果的に実施する方策について検討してきた結果、平時から顔の見える関係づくり、リハ専門職の地域保健に関する理解の促進、の 2 点の重要性が示唆された。そしてリハ専門職の職能団体と行政機関間の協力体制の確約が得られていないことや、協力体制が得られていたとしても、具体的な活動実績がなく、連携した支援の実効性に乏しいと思われるような状況であったことが明らかとなり、さらに、リハ専門職が被災者支援に従事するにあたり、支援を裏支えできるような身分保障や費用支弁等の実務的課題も見えてきた。そこで 2019 年度は、リハ専門職による被災者支援がより効果的・効率的となるよう、職能団体と行政機関の連携体制の構築推進に向けて、リハ専門職および職能団体による災害時の支援内容を明らかにし、リハ専門職による諸支援内容を行政機関の職員に理解を得るための「リハ専門職およびリハ専門職団体の災害時活用指針」を作成すること、地域保健に従事するリハ専門職より、日頃の業務内容や従事するリハ専門職に必要な能力などについて事例収集することの 2 つの事業を実施した。その内容と今後の課題について報告する。

1. 「リハ専門職およびリハ専門職団体の災害時活用指針」の作成

行政機関の職員や医療従事者がリハ専門職による災害時支援内容についての理解を深め、災害時支援で必要なときにリハ専門職が効率的・効果的に活用されるような支援・受援体制を構築する一助となるよう、リハ専門職の支援内容を示した災害時活用指針を立案することとした。

(1) 有識者会議

活用指針の立案に向けて、災害時支援に精通している医療専門職（医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）で構成した有識者会議を開催し、災害時支援の現状を踏まえてリハ専門職の支援における課題を議論した。そのなかで、災害時における支援・受援の望ましい体制について、市町村支援であることの意識をもつこと、受援者側の意識に立った支援を行うこと、そして医療従事者を被災地で支援するシステムの構築が求められていることが課題として挙げられた。そのような現行の支援体制のなかでリハ専門職による支援が効果的・効率的に行われるためには、リハ専門職の行政機関の仕組みについての理解や、1 対多の関わりのなかで対応する技術の習得といったリハ専門職の人材育成に加えて、都道府県とリハ専門職の職能団体が協定を結ぶことが必要と考えられた。

(2) 指針作成

有識者会議での議論を受けて、以下の活用指針作成の方針を挙げた。

- ① 行政機関にリハ専門職がいない場合でも有効活用できるような方針とする。
- ② 活用指針を読んだ者が“リハ支援を必要と理解し、リハ専門職を呼ぼうとし、リハ専門職を呼べる”ように作成する。
- ③ 県と市町村で対応が異なるため、両者に対応した

ものが必要である。

④ 災害関連死や生活機能悪化を予防することをリハ専門職による支援の意義とする。

⑤ 健健発 0320 第 1 号通知「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」を支援の前提とする。

これらの方針のもと、過去の災害時支援の実態に基づき、支援活動や本部活動の内容に加えて支援チームや職能団体の紹介、および平時から実行してほしい取り組みなどを検討し、「現在の災害時の支援・受援体制」、「リハ専門職による活動や支援の意義」、「リハ専門職による支援内容」、「リハ専門職への支援の依頼」、「効率的・効果的なリハ専門職による支援に向けて」の 5 つの項目に沿って作成された。

2. 地域保健に従事するリハ専門職の取り組み事例の収集

リハ専門職が知るべき地域保健の知識を得るために、実際に地域保健の領域に従事するリハ専門職の取り組みをヒアリングし、事例としてまとめることとした。

(1) 事例の収集

ヒアリング対象は地域保健の 8 領域（地域保健、母子保健、成人保健、疾病対策、障害児および障害者、精神障害、老人保健、学校保健）にそれぞれ従事しているリハ専門職とし、内容は「法律・制度・概要」、「リハ専門職が従事する業務内容の実態」、「リハ専門職に必要な能力」の 3 点に分類して整理した。

(2) リハ専門職の可能性

地域保健の領域に従事するリハ専門職は、住民への直接的関わりにとどまらず、他職種や現場の専門職集団を間接的に支援するなど、その活動内容、活動スタイルは多岐にわたっていた。地域包括ケアシステムのなかで、リハビリテーションの目指す「自立支援」を推進するためには、リハ専門職の関わりは、住民だけではなく他職種にとっても有効であり、その活動を広く知ってもらう必要があることが明らかになった。

(3) リハ専門職に必要な能力

① 知識：医学的・専門的知識のみならず、行政用語や従事する領域における根拠法の知識、さらには公衆衛生分野の知識が必要である。行政用語や根拠法、予算業務に関する知識や法律の枠組みのなかでの活動であることの認識をもつことが必要とされ、公衆衛生分野の知識に関しては、ヘルスプロモーション・行動変容ステージに関する知識が必要とされた。

② 技術：住民などの対象者を意識した行動、現状分析や地域診断力などのマネジメント力、対象者に分かりやすく説明するための発信力、PC スキルや事務処理能力なども必要であった。

③ 態度：相手を尊重し協働する態度が求められた。相手を理解しようとする理解力、相手の意見を丁寧に聞く傾聴姿勢、ニーズを発掘しニーズに応える市民目線、専門職として何ができるかを常に考える熟考姿勢、経験から素直に学ぶ態度をもつ柔軟な発想・想像力が必要とされた。

3. 地域保健がより一層充実するためのリハ専門職の課題と展望

リハ専門職は、災害時および平時を問わず、地域保健における多職種支援の充実に向けて、その一端を担うことができると考える。今後、住民への健康支援が推進されるとき、本活用指針で示した災害時におけるリハ専門職による支援やヒアリングで明らかとなった地域保健領域におけるリハ専門職の取り組みが全国に普及されることを期待する。

一方で、全国的に地域保健に従事するリハ専門職は少ない現状にある。地域保健における多職種による支援の充実に向けて、リハ専門職の従事者増加が必要であり、リハ専門職の人材育成に向けた取り組みが求められる。そして、多くの行政機関の職員や医療従事者に、リハ専門職の取り組みの理解をより深めていただき、リハ専門職の活用につながるような制度の整備、行政機関と職能団体との協定等の連携構築を期待するとともに、それに応える専門職であることを望みたい。



第 54 回日本作業療法学会 プログラム概要

連載
第 2 回
(全 4 回)

作業の魅力・作業の力 ～暮らしを支える作業療法の効果～

The Attractions and Potentiality of Occupation

-The effect of Occupational Therapy supporting people's daily life-



会 期：2020 年 9 月 25 日（金）～ 2020 年 10 月 25 日（日）

開催方法：Web 開催

学会長 石川 隆志（秋田大学大学院医学系研究科教授）

COVID-19 の感染拡大のため、2020 オリンピック・パラリンピックの 2021 年への延期が発表されるなど、日本をはじめ世界中で大きな影響が出ております。5 月 6 日まで全都道府県に発令されていた緊急事態宣言は、8 都府県を除いて解除されましたが、本原稿を執筆している 5 月 20 日現在、依然として都道府県間の移動の自粛要請は続いております。また、第二波、第三波の感染拡大の可能性もあることから、その対応を慎重に検討させていただきました結果、第 54 回日本作業療法学会は「Web 開催」とすることといたしました。

学会参加を楽しみにしていただいていた協会員ならびに関係者の皆様には、開催方法変更に伴い、ご迷惑ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご了承をいただきますようお願い申し上げます。

予定していたプログラムは Web 上で発表・閲覧できるよう、また、Web 開催ならではのメリットを活かした内容になるように現在鋭意検討しております。

演者の先生方につきましては、発表方法や演題登録方法について、改めてメールにてご連絡させていただきます。その他詳細や決定事項についても、学会ホームページにて順次ご案内いたします。

参加予定の皆様ならびに関係者の皆様には、何卒ご理解くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、本学会のテーマは、第 51 回日本作業療法

学会（東京）の「作業療法の挑戦－多様化するニーズに応える理論と実践」、第 52 回日本作業療法学会（名古屋）の「根拠に基づいた作業療法の展開」、第 53 回日本作業療法学会（福岡）の「作業療法研究のターニングポイント」という、理論、実践、根拠、研究を重視する流れを継承しつつ、2018 年（平成 30 年）5 月に改定された日本作業療法士協会の作業療法の定義を強く意識し、「作業の魅力・作業の力～暮らしを支える作業療法の効果～（The Attractions and Potentiality of Occupation -The effect of Occupational Therapy supporting people's daily life-）」としました。

定義では、作業に焦点を当てた実践には、心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する手段としての作業の利用と、その作業自体を練習し、できるようにしていくという目的としての作業の利用、およびこれらを達成するための環境への働きかけが含まれることが明示されました。作業療法士は日々の臨床を通じて、作業の魅力や作業のもつ力を実感していると思いますが、それぞれの胸に留めることなく、対象者の機能障害の改善・軽減、活動や参加の促進、地域生活の継続支援、QOL 向上等に寄与することを根拠に基づいて示していくことが重要です。その一翼を担うのが学会であると考えています。

本稿では予定している学会プログラムの基調講演、教育講演、シンポジウム、市民公開講座について紹介します。なお、Web 開催に伴い内容の変更

がある可能性もあることをご理解いただきますようお願いいたします。

基調講演Ⅰは「作業に焦点を当てた老年期の作業療法」というタイトルで、東京都立大学健康福祉学部作業療法学教授の小林法一氏に依頼しました。小林氏は作業に焦点を当てた作業療法の介入研究を行っており、その成果から作業の魅力と作業の力についてお話していただけるものと思います。

基調講演Ⅱは「混合研究法への招待」というタイトルで、ミシガン大学家庭医療学講座教授で Journal of Mixed Method Research の共同編集長でもある、Michael D. Fetters 氏に依頼しました。混合研究法についてはご存知の方も多いとは思いますが、量的研究のデータと質的研究のデータを統合して解釈を導き出す手法であり、作業療法の効果を示すために有用であると思っています。なお、Fetters 氏は日本での留学経験があることから、日本語によるご講演をお願いしました。

基調講演Ⅲは「生活環境と睡眠・生体リズムおよび健康の関係」というテーマで、九州大学大学院芸術工学研究院デザイン人間科学部門教授の樋口重和氏に依頼しました。樋口氏は睡眠や生体リズムの研究を専門とされ、日本睡眠学会の評議員や日本生理人類学会の光と生体リズム研究部会の部会長をされています。作業療法における生活リズムの評価や介入を考えるうえで、多くの示唆が得られると期待しております。

教育講演Ⅰは信州大学医学部保健学科作業療法学専攻教授の小林正義氏に「統合失調症の認知機能を促進させる作業の使い方」を、教育講演Ⅱは名古屋大学医学部保健学科作業療法学専攻教授の辛島千恵子氏に「臨床研究の方法論」を、教育講演Ⅲは新潟医療福祉大学リハビリテーション学部作業療学科教授の大山峰生氏に「上肢の筋活動と臨床応用の可能性」をお願いしました。小林氏、辛島氏、大山氏の業績はそれぞれの専門領域の教科書等を通じて広く知られていますが、臨床と研究に役立つお話をいただけたと思います。

シンポジウムⅠ～Ⅳは学会長がテーマ案を設定してコーディネーターに企画をお願いしました。

シンポジウムⅠは、長崎大学生命医科学域保健学系教授で協会学術委員長の東登志夫氏による「組織的学術研究体制構築の取り組み」です。組織的学術体制の整備は協会の 2020 年度重点活動項目でもあり、取り組みの現状と展望を示していただきます。

シンポジウムⅡは、秋田大学大学院医学系研究

科保健学専攻講師の久米裕氏による「人の活動と休息のリズムに対する作業療法の役割」で、病気やけがの段階に応じた対象者の活動と休息のリズムに関する最新の研究知見をふまえて、対象者の暮らしを支えその人なりの生活パターンを新たに作り出すための作業療法の役割について提示いただきます。

シンポジウムⅢは、国立障害者リハビリテーション研究所障害工学研究部部長の東祐二氏による「科学技術（ロボット・AI・ICT など）を活用した暮らしを支える作業療法の効果」で、作業療法におけるテクノロジーの活用具体例をいくつか紹介していただきます。

シンポジウムⅣは、兵庫県立リハビリテーション中央病院リハビリ療法部次長の柴田八衣子氏による「作業の魅力・作業の力～当事者から作業療法士に期待すること～」です。実際に作業療法を受けたお二人からその経験をふまえて、作業療法士への期待について語っていただきます。

また、シンポジウムⅤは、協会国際部の企画による国際シンポジウムです。テーマは「フランスにおける作業療法～その現状と課題～ "Occupational Therapy in France: Current status and issues"」で、講師はフランス作業療法士協会副会長の Guillaume PELÉ 氏です。フランスは 2022 年 3 月の第 18 回 WFOT 学会開催予定国であり、フランスにおける作業療法を知る貴重な機会となると考えています。

市民公開講座は、鹿児島大学医学部保健学科作業療法学専攻教授の田平隆行氏による「Data Based で考える認知症の生活行為に対する支援」です。田平氏はエビデンスに基づいた認知症の人への評価と支援について研究を進めており、その成果についてわかりやすくお話いただきます。作業療法士にとっても臨床に生かせるヒントがたくさんあると思います。

以上、基調講演、教育講演、シンポジウム、市民公開講座の概要について紹介しました。一般演題、専門作業療法士関連セミナー、協会に登録された SIG を対象とした一般公募型のセミナーについては、引き続き本誌で次号以降の本欄にて紹介していく予定です。

新潟朱鷺メッセでの開催は叶いませんでしたが、日本作業療法学会で初となる Web による学会にご参加いただければと願っています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法の提供を目指して

第1回 (全5回)

制度対策部

2019年度より協会では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会」を立ち上げ、精神障害に関わる作業療法のあり方について検討を始めている。今号よりその取り組みについて紹介していく。今回は検討委員会報告書の概要を以下にお伝えする。

1. 取り組みの経緯

2017年2月8日厚生労働省「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において「精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの構築」が明示された。この考え方は、各都道府県において第7次医療計画、市町村では第5期障害福祉計画策定内容に組み込まれることとなった。また、医療計画では精神医療に発達障害および高次脳機能障害が含まれることとなった。一方、精神障害に関わる作業療法士は、その一部は対象者の望む暮らしの実現に実践や研究を通し寄与しているものの、医師を含む多職種から、作業療法の姿が見えない、何をしているか分からない、といった声もしばしば聞かれるようになった。精神医療が変化していくなか、作業療法が精神障害者の地域移行・地域定着に寄与することができているか、どのようなあり方が求められているか、改めて協会として検討し提示していくことが求められていると考えた。

そこで、協会は2019年度に作業療法士のみではなく外部有識者からなる「精神障害にも対応する地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会」を設置し、新たな精神科医療に対し、作業療法の現状と課題、今後取り組むべき事項を幅広く意見を求めながら明らかにすることとした。

2. 地域包括ケアシステムに貢献するための精神科の作業療法の現状と課題

精神科における作業療法の現状と課題を2018年

度に制度対策部で行った調査をもとに分析した。地域移行に向けた作業療法士の取り組みは、退院前訪問に作業療法士が関わっている病院は35%、退院後訪問に作業療法士が関わっている病院は22%と低く、退院支援に十分に関わっていないことが窺えた。外来患者は入院患者の12.3倍¹⁾いるが、外来での作業療法の実施は入院患者に比して少ない。外来と入院を対象者の疾患で比較すると、F4（神経症性障害等）、F8（広汎性発達障害）は外来の方が多く、外来では生活障害を呈した大人の発達障害への支援が行われていると推測される。精神医療では児童・思春期病棟における多職種でのチーム医療や、精神科ショート・ケアでの発達障害専門プログラムの位置づけなど、図1に示すように発達障害の二次障害としての精神障害への対応が求められている。また、作業療法を実施するにあたり、一部では作業療法計画が立案されておらず、アセスメントにおいて評価尺度を用いていないところもあった。精神症状を引き起こす要因として、図2のように身体合併症や精神のフレイル、家族の関わりなど環境因子など多様な要素があることがわかってきている。心身機能や活動・参加状況、環境因子など国際生活機能分類（ICF）を活用し、包括的に精神症状をアセスメントするなど、精神科作業療法として実施されるべき最低限の枠組の提示が急務であることが明らかとなった。

1) H27年630調査より

○代謝や発達障害により生じた認知機能の障害が、周囲の理解や適切な対応がない場合、二次障害として人的・物的環境変化に伴う環境適応の問題が発生する可能性がある。その結果、精神疾患を発症し、認知機能の障害が悪化したり、ゆがみが生じ、生活機能の障害が生じる。そのため、認知機能の障害のある者に対しては、ライフステージに沿った継続的支援が重要である。

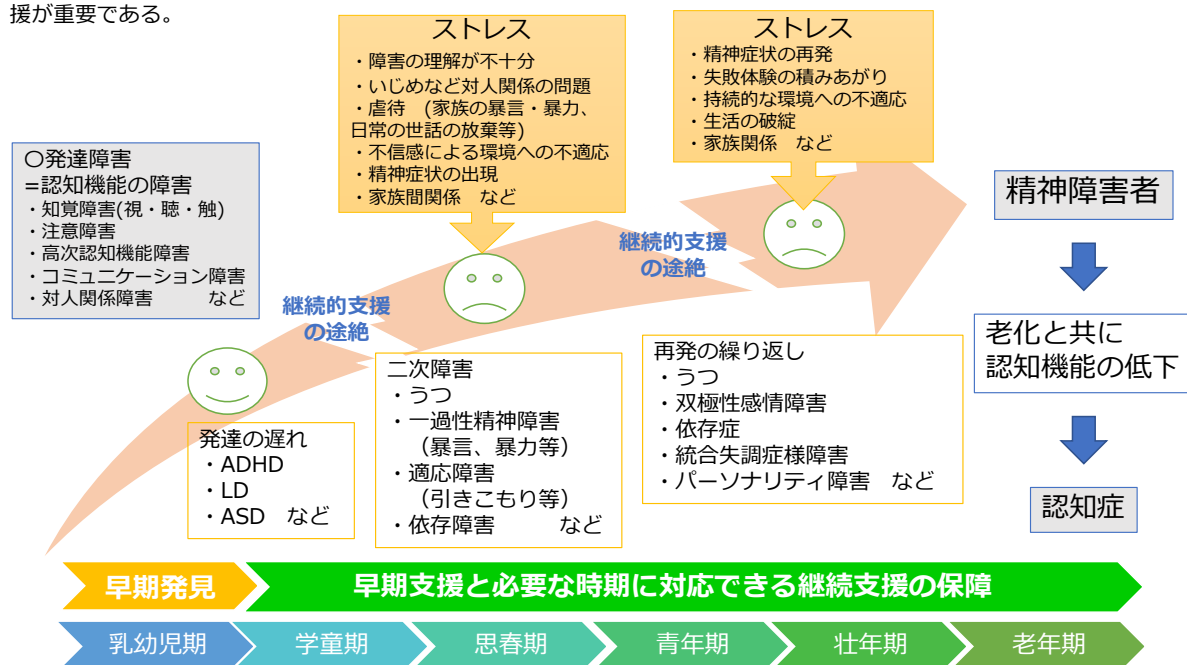


図1 ライフステージごとの精神障害の要因と捉え方

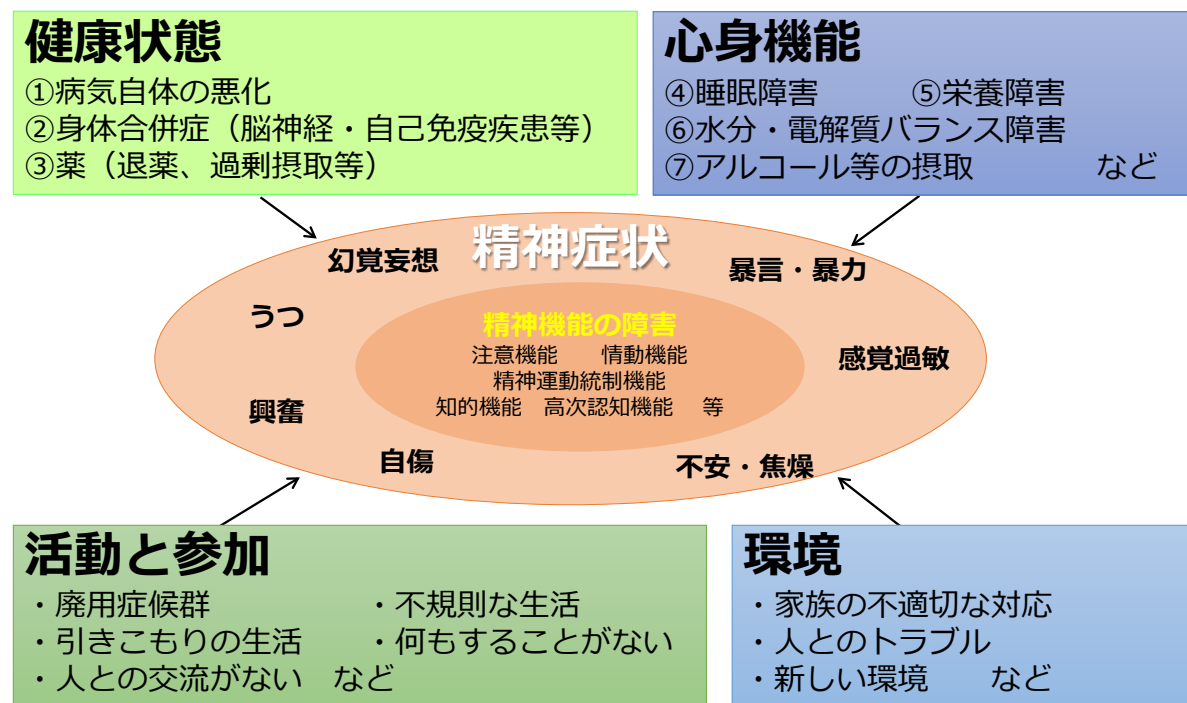


図2 ICFに基づくアセスメント

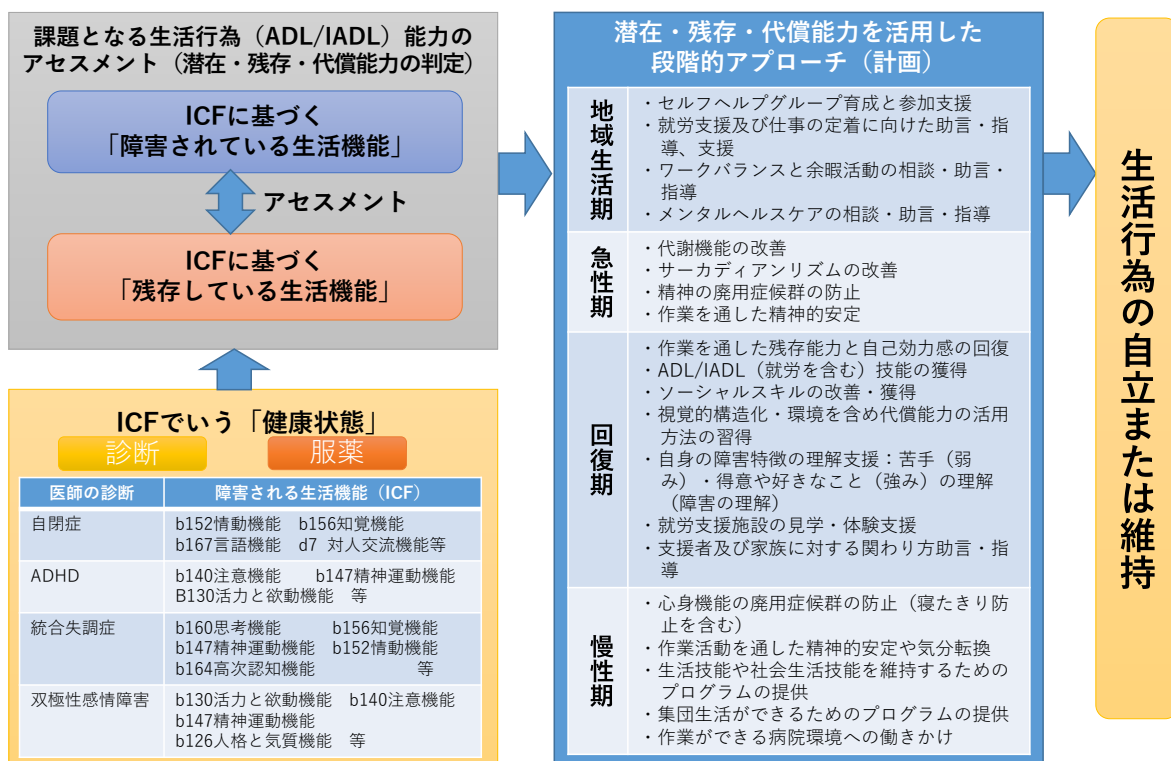


図3 生活行為の自立に向けた精神科作業療法計画の考え方

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に寄与するための精神科作業療法のあり方

(1) 当事者が望む生活を実現するための地域との連携の推進

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするためには、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労等）の連携を推進する必要がある。そのため、入院に関わる作業療法士は、対象者が望む生活を実現するための入院時から退院後の生活を想定した、PDCA（P=Plan、D=Do、C=Check、A=Action）のマネジメントサイクルに基づく精神科作業療法計画の立案と、医療チーム（医師・看護師・精神保健福祉士等）に対して対象者の残存・代償能力の見立てと目標達成のための段階的アプローチを提案することが求められる（図3）。これらの取り組みを通して、精神科作業療法が精神障害者の社会生活機能の回復を目指す非薬物療法として機能と役割を果たせることを期待する。報告書では、精神科作業療法計画の

考え方についても紹介している。

(2) 当事者の意思決定力を高め、当事者自身の力を高める働きかけ

当事者が自分自身の障害を自ら語り、精神障害に対する偏見や誤解の払拭に対して働きかける取り組みは以前からある。疾患や障害があることも含めてそれぞれに違う個性を持った一人の人間である、という社会での認識は、これらの当事者が自ら精神障害について表現することを通じて広がってきたと言える。

地域移行機能強化病棟においては、当事者による退院支援として、ピアの活動が取り入れられるなど当事者の治療に対する積極的な参加が推進されている。「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」においても、入院や治療に関して、当事者の意思決定の参加の必要性が述べられている。当事者が積極的に治療に関与し適切に意思決定を行えるよう主体的参加を促していくこと、さらには、当事者による精神障害の理解に向けた取り組みを支

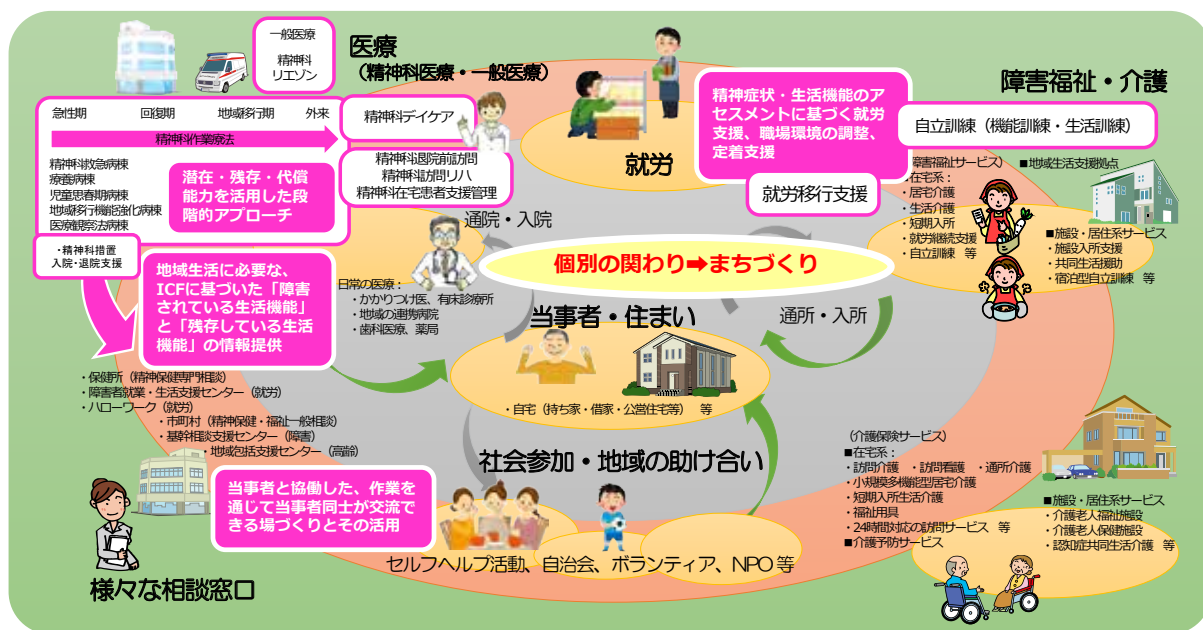


図4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへの作業療法士の寄与

え、当事者とともに地域に働きかけていることが重要である。

(3) 個々の丁寧な支援からまちづくりへ

社会参加のひとつの形として、就労を目標とする対象者も多い。就労継続支援A型、B型など福祉的就労の場の増加や、障害者雇用率の改定による障害者枠の拡大に伴い選択肢が広がる一方で、その定着が労働領域の課題となっている。対象者の能力や嗜好と職業への適合およびその後の定着支援は、地域障害者職業センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行・定着支援事業などの社会資源を活用することができる。対象者を取り巻くそれぞれの環境へ働きかけ、地域で多様な人が生活し、働けることにつなげることが、まちづくりの一步となる。

また、最近パラリンピックの開催決定を契機に障害者スポーツへの関心も高まっており、地域での精神障害者のフットサルやサッカークラブなどの活動も盛んになりつつある。スポーツという作業を通じて当事者同士が交流できる場は有用であり、そのような場づくりに作業療法士が関わっていくことも重要であろう。

精神障害のない一般住民にとっても、身体の健康

と同様にこころの健康、メンタルヘルスは近年の最大の関心事である。当会がスローガンのひとつに「人は作業をすることで健康になれる」と掲げたように、作業療法士は誰もが行う作業を通して、住民のメンタルヘルスを向上させる活動を展開し、その仕組みを構築することができ、まちづくりに貢献することができる。精神障害の理解を得るための地域への働きかけや地域づくりに貢献している作業療法士の活動事例を報告書では紹介している。

4. 最後に（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへの作業療法士の寄与）

図4に示すように、医療の臨床の場面、医療から地域移行、障害福祉・介護の領域で、作業療法士として精神障害者の望む生活の実現に向けて、個々の自立した生活に必要な課題を明らかにしつつ、作業療法の提供を通して、地域包括ケアにおけるまちづくりに貢献できるよう、その役割と機能を果たすための方向性をまとめた。

報告書は、2019年3月に会員ポータルサイトにて掲示し会員からの意見を求めたところ、50余名の会員から意見が寄せられた。次回は、その意見とともに今後の活動について紹介する。



MTDLP 実施・活用・推進のための 情報ターミナル

次の扉を開く！ 啓発・普及から定着・展開へ

第 21 回

生活行為向上マネジメント士会連携支援室

MTDLP 推進シートの開発と活用

○ MTDLP 士会連携支援室の機能と役割

当協会は作業療法士が日常業務に「MTDLP」を取り入れることにより、広く国民に作業療法が理解されることを目指し、MTDLP 推進プロジェクトとして普及・推進活動を続けてきた。そして 2018 年度からは 47 都道府県の各士会にその担当部署が設置され、国民や会員に向けたさまざまな活動を続けている。

MTDLP 推進プロジェクトの機能を引き継ぐ「MTDLP 士会連携支援室」は、文字どおり各都道府県作業療法士会と繋がり、推進・普及に関する課題の分析・共有などを行い、都道府県作業療法士会の活動を後押しする役割を担っている。

○ MTDLP 研修の目的

MTDLP を通して国民が作業療法を理解するためにも会員自らが MTDLP を理解し、実際の業務で使用する必要がある。その指標として、①会員の 60% が基礎研修を履修すること、②会員の 30% が実際に MTDLP を治療や支援等、臨床で使い報告すること (MTDLP 事例検討会・実践者研修会を修了すること)、③会員の 5% が「MTDLP 指導者」として、指導・育成・推進を担う人材となることを掲げ、MTDLP 研修が行われている。

○ MTDLP 研修の現状と課題

MTDLP 研修修了者の比率は表 1 に示す通り、現時点では目標には至っていない。都道府県作業療法士会の推進担当者は、「事例検討会で発表する会員が減ってきている」「ベテラン作業療法士の参加が少ない」「指導者が増えず、研修開催が困難」など、どの士会にも共通した課題を挙げ、今後の普及・啓発に対する不安と危機感を強めている。

表 1 MTDLP 研修修了者の割合 (2020 年 2 月現在)

研修種別	全国平均	最大 (士会)	最少 (士会)
基礎研修修了者	42.2%	73.0%	25.3%
実践者研修修了者	8.3%	33.6%	2.5%
指導者	0.29%	1.5%	0.0%

当初の目標を達成するためには、過去に MTDLP 推進プロジェクトが築いた研修フォーマットを踏襲しつつ、各都道府県作業療法士会が抱える課題に対して、その実情に応じた解決策を講ずることが必要である。

○ MTDLP を推進するためのツールを作成

47 都道府県作業療法士会の MTDLP に対する組織背景等はさまざまであり、各士会の目標達成度、年間計画で策定する研修の回数等はバラつきが多いことを踏まえつつ、具体的かつ戦略的に MTDLP を普及・定着するための共有ツールとして、「MTDLP 推進シート」を作成した。

このシートは、言わば「MTDLP 推進のための目標管理ツール」であり、推進員などの士会担当者がシートを記入することで、会員の履修状況を把握し、それを基に各研修の開催回数や時期、その周知方法などを具体的に計画することができ、自分の都道府県作業療法士会の MTDLP 推進活動を可視化することができる様式となっている (図 1)。

2019年度		MTDLP推進シート				士会名				
現状 (前年度末 実数)		協会員数	士会員数	協会・士会 一致率	基礎研修 修了者	割合(%)	実践者研 修修了者	割合(%)	指導者数	割合(%)
領域別	身体									
	老年									
	精神									
	発達									
	地域									
	教育									
	その他									

士会組織 概況	事例登録者数	事例登録 合格者数	合格比率(%)	全理事数	推進委員概況		養成校概況	
					理事	推進委員	総数	推進校

P	今年度の 目標	数(人) 目標値(%)	A1 新卒会員入会者 (見込み人数)	B1 新卒会員 基礎研修履修者	C1 基礎研修 (新入会員を除く)	D1 実践者研修 (新入会員を除く)	E1 指導者数 (新入会員を除く)
			A2	B2	C2	D2	E2
			インフォメーション等	インフォメーション等	研修会開催	研修会開催	特別研修・フォローアップ
	実践方法	数(回) 質 (見通し・意図)					

事業計画				実行状況			
D	目標 に対する 結果	今年度の人数 累計(人) 今年度の達成率 比率(全会員数)	A3 新卒会員 入会人数	B3 新卒会員 基礎研修履修者	C3 基礎研修 修了者数	D3 実践者研修 修了者数	E3 指導者数
					0	0	0
	実践 に対する 結果	数(回) 質 (状況)	A4 インフォメーション等	B4 インフォメーション等	C4 研修会開催	D4 研修会開催	E4 フォロー等

C	目標 検証		A5 新卒会員 入会	B5 新卒会員 基礎研修履修者	C5 基礎研修	D5 実践者研修	E5 指導者数
	戦略 検証		A6 インフォメーション等	B6 インフォメーション等	C6 研修会開催	D6 研修会開催	E6 フォロー数

A	次年度に向けての 対策	有効だった 推進のポイント 改善すべき 推進のポイント

図1 MTDLP 推進シート

○ 2020 年度の士会活動支援に向けて

「MTDLP 推進シート」は、各都道府県作業療法士会が作成したシートを集約することによって、「有効であった取り組み」や「開催の工夫」などを情報共有することも可能とするものである。しかしながら、昨年 COVID-19 が全国規模で拡大し緊急事態宣言が発出される事態になるなど、今年度の MTDLP 研修計画を予定通りに実行することは厳しい状況であると思われる。しかし、この非常事態下においてこそ、この「MTDLP 推進シート」を活用し、士会間の情報共有のツールとしていくことで、都道府県作業療法士会とともに MTDLP 事業を進めていきたい。

MTDLP 関連情報は協会ホームページからいつでも見られます

QR コードからも直接、掲載ページに移動できます➡

≪ MTDLP 研修の履修促進に関する相談・問合せ≫[専用メールアドレス：mtdlp-master@jaot.or.jp](mailto:mtdlp-master@jaot.or.jp)MTDLP のページはこちら ➡ [協会ホームページ TOP 下段バナー「生活行為向上マネジメント」](#) > 生活行為向上マネジメント士会連携支援室



知っておきたいキーワード

児童福祉編⑥ 「会議」

質問

担当するお子さんに関する会議に声がかかりますが、名称も参加者もさまざまです。それぞれの位置付けを知りたいです。

回答

対象児の状況や支援内容を確認するためにさまざまな会議が開かれています。情報を共有することで、個人の視点に偏らずに子どものことを総合的に捉えた解釈や関わりをしていくことが可能となります。ここでは、障害児支援で知っておくとよい会議について解説します。

(ア) 個別支援会議

個別支援会議は、本人または家族等の代弁者が参加し、本人主導または本人主体で進行される、事業所の内部で行われることが多い会議です。事前のアセスメントおよび抽出ニーズを本人や保護者と事業所の支援者で共有しながら、個別支援計画を作成、達成状況を確認する目的で開催されます。児童発達支援管責任者はこの会議を企画・出席して、状況を確認し、自事業所のスタッフに内容を周知する役目があり、障害児支援においては開催するべき会議と位置付けられています。

また、次で述べる「支援担当者会議」も「個別支援会議」と称することが増えてきているようです。

(イ) 支援担当者会議*

* 障害福祉領域ではサービス担当者会議またはサービス調整会議と言われる会議です。児童福祉分野においてはサービスという言葉はあまり使わずに「支援」という言葉を使うことが多いため本稿でもそれに倣っています。

子どもに関わる支援機関が一堂に会する会議の名称で、相談支援専門員が関係者を招集し、司会進行を行うことが多く、多機関で発達支援を進めるうえで欠かせないものです。会議は、その時々の内容や地域の状況に応じて、子どもが通う保育所や幼稚園、学校や相談支援事業所などで行われます。出席者は、保護者、担当保育士、幼稚園教諭、教師と児童発達支援管理責任者、時には本人が参加することがあります。事業所の場合は児童発達支援管理者が出席することが多いですが、担当者や専門職も参加することがあります。

作業療法士が福祉分野で活動している場合、専門的な見解を期待され、出席を求められることも少な

くないでしょう。支援担当者会議は支援担当者の視点から、あるいはそれぞれの専門的立場から意見を述べ、相談支援専門員が立案した、利用援助計画の原案をさらにより良いものにする機会です。支援担当者会議の前段階で、利用者の保護者との間で目標とサービス内容（サービス利用計画案）について合意形成されていることが前提となります。

支援担当者会議開催のタイミングは、①サービス利用開始前に課題分析を実施しサービス利用計画の原案を作成する段階、②サービス開始直後の初期モニタリング（ニーズと支援内容のマッチングの観察、サービス導入によるニーズの変化の観察、サービス間の適切な連携の観察）の段階、③利用者の解決すべき課題があるとき、などです。

(ウ) 自立支援協議会（児童部会等）

地域の関係者が集まり、地域の課題を共有し課題を解決するために話し合いをしたり、関係機関等の連携を緊密にしたり、地域の実情に応じた体制の整備を行う協議の場です。自治体により違いはありますが、就労支援に関して、相談支援に関して、などテーマ毎の部会が設けられます。障害児に関する部会は「児童部会」や「子ども部会」といった名称が多いようですが、未設置の自治体も少なくありません。設置されているところでは、地域の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所で困っていることや困難事例の共有を通して、地域の課題解決や連携を促進する場になっています。

これらの会議は、障害者ケアマネジメントの理念・手法に沿って進められることがほとんどで、本人および環境のストレングスを重視し、かつエンパワメントを強く志向する支援を目指しています。したがって、本人の課題に着目し、障害そのものの改善に重点を置いたアプローチなどは敬遠される可能性があります。一方で障害のこと、それに基づく特性等について専門家として意見や示唆を求められることはとても多いです。その会議の目的、参加者、求められる役割を主催者に確認して臨まれるといいでしょう。

就労支援編⑤ 「障害者雇用促進法」

質問

現在、担当している患者さんが障害者雇用での就職を希望されており、一緒にハローワークに行き、障害者窓口で求人票を閲覧しました。週 30 時間以上の勤務を求める求人が多くありましたが、障害者雇用を行う事業主に対して国はどのような条件を課しているのでしょうか？

回答

国は「障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること」を目的に、障害者雇用促進法を策定しています。事業主に対する措置として【雇用義務制度】【納付金制度】があります。ご質問にある週 30 時間以上の条件設定は、この制度に基づき決められている場合が多いです。

今回は、障害者雇用のルール「障害者雇用率」「納付金・調整金」について紹介します。

①障害者雇用率

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体・知的・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。現在、民間企業の法定雇用率は 2.2%（都道府県等の教育委員会 2.4%、国・地方自治体 2.5%）です。従業員を 45.5 人以上雇用している企業は、障害者を 1 人以上雇用しなければならない計算になります。（2021 年 4 月までに法定雇用率 0.1% 引き上げ予定）

障害者雇用率制度では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者を実雇用率の算定対象としています。週 30 時間以上の労働者を 1 人としてカウント（重度の方は 2 人としてカウント）し、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者は原則 0.5 人としてしかカウントされません（表 1 参照）。

②納付金・調整金

障害者の雇用では、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等などの経済的負担が伴うことがあります。そこで、常用労働者の総数が 100 人を超える事業主であるにもかかわらず、法定雇用障害者数を下回る事業主は不足する人数に応じて納付金を収め

なければならず高齢・障害・求職者雇用支援機構がそれを財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金および各種助成金を支給しています。（図 1 参照）

次回、就労支援編⑥では助成金についてご紹介します。

表 1 障害者雇用率制度による労働者数のカウント方法

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5※

※ 精神障害者である短時間労働者で、①かつ②を満たす方については、1人をもって1人とみなす。
①新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
②平成31年3月31日までに、雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

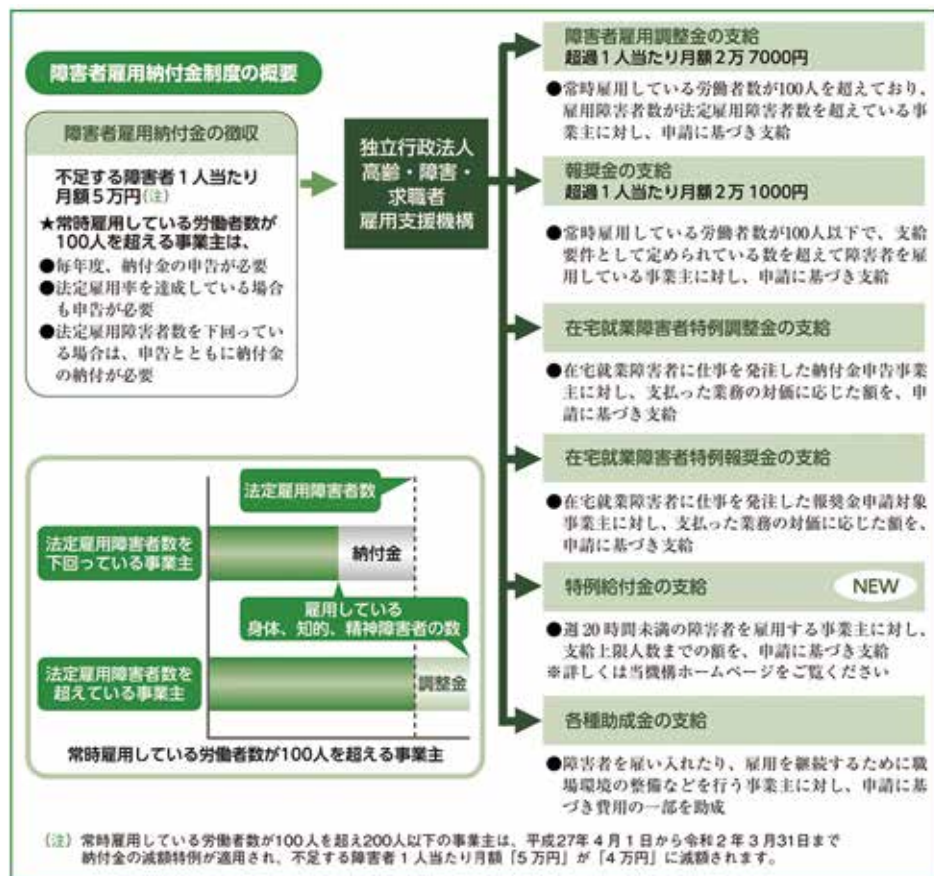


図 1 障害者雇用納付金制度の概要



国際部 Information

日本作業療法士協会 重点課題研修 eラーニング 講座

「国際学会で発表しよう！～準備から発表まで、はじめて講座～」

毎年開催していた教育部と国際部による「国際学会で発表しよう！～準備から発表まで、はじめて講座～」が今年度からはeラーニング講座として、ネット環境さえあれば、どこでも受講可能となる。

今回のeラーニング講座では、これから国際学会で発表予定がある、または国際学会に興味はあるが概要がわからないという方を対象として、国際学会の雰囲気や参加する意義、参加登録から演題登録・発表準備、質疑応答方法に至るまでの一連の流れを内容として盛り込んである。

研修の構成として座学のパート、質疑応答の実践練習パート、執筆練習パートの3部構成となっている。また、国際学会の演題登録、発表時、質疑応答時に頻繁に使用する英語フレーズをまとめたものをPDF補助教材として提供する。

座学パートでは学会準備や発表に関する細かな作法が紹介されている。質疑応答パートでは英会話のテレビ番組を参考にし、初めてポスター発表をする際の英語でのやり取りを紹介した。執筆練習パートではダウンロードした資料を活用し、実際に演題抄録・タイトル作成の演習問題を行えるような構成となっている。

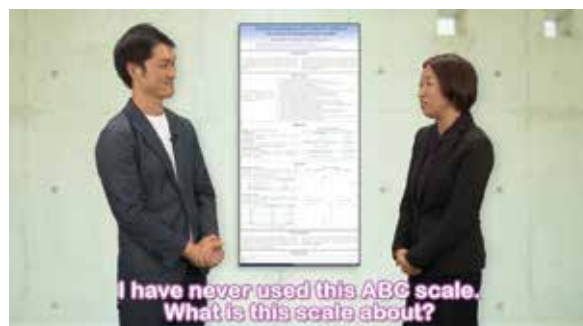
日本の作業療法士数は米国に次ぎ世界第2位である。また、日本の高齢化対策は世界からも注目されている。国際学会に積極的に参加し、世界の作業療法士と交流、情報交換し、日本の作業療法を発信していく作業療法士が増えてほしい。この講義では、「必要なのはわかるけどなんだか不安」、「興味があるけど何から始めたらいいのか…」といった不安や疑問を解決してくれる内容となっている。

eラーニング講座は、少額で講義を受けられる。この機会を活用し、是非これまで国際交流にあまり興味がない方々にも研修を受講していただきたい。

7月申し込み開始、8月から視聴開始となっており、協会ホームページの会員向け情報の研修会サイトを参照していただきたい。



eラーニング講座の講義画面



ポスター発表の質疑応答練習場面

私と“心を癒す医療”

津軽保健生活協同組合 藤代健生病院 古川 愛実

はじめに

作業療法士になって8年が経ちます。高校時代、“時に人の心理状況を分析し、心の傷を好きな作業活動で癒すことのできる医療”と遠からず近からずの勘違いから作業療法士を志し、希望した精神科領域への就職も無事に叶いました。卒業にあたり、それまでの知識と経験では心許ないとの思いから大学院前期課程も受験し、社会に解き放たれるときには“職能人”と“大学院生”の二足の草鞋を履くこととなりました。

怒涛の新人時代

そんななか弟が病に倒れ、長い間意識不明となり家族のバランスが崩れました。昼は作業療法士、夜は大学院生、それ以外の時間は家族の介護にあたる長女として過ごすこととなり、慣れない役割の連続に私は心身ともに疲弊していました。当時のパートナーから見放され、頼れるものを失った私はそれまで以上に作業療法に情熱を注ぎました。そんな私に、臨床では対象者方々からさまざまな価値観を学ぶ機会が与えられ、研究では恩師からさまざまな体験や知識をいただき、それらが私の大きな支えとなり希望でした。

プライベートでは、高校時代からの友人が良き話し相手でした。友人は一般職で早くに結婚し、子宝

に恵まれ、私にはそれが順風満帆な人生と映っていましたが、「仕事は楽しいけど、家では子どもが私を待っている。本当はもっと仕事を増やしたいけど、家族の協力も得られないし、一人で育児を担い、誰にも頼れないのが辛い」と語っていたことに衝撃を受けました。彼女もまた、いろいろな立場で一人傷ついていたのだと痛烈に感じました。

ライフイベントと作業療法

これまで作業療法に浸る時間が多かったのですが、そのこと自体が恵まれていたと思います。どうしても女性は結婚や出産、育児等のライフイベントに多大な時間を割かれてしまい、その間はブランクが生じます。もしも私自身がそれに悩み傷ついていても、それもまたさまざまな人との出会いのなかで癒されていくものだと思います。今の意欲や技能を維持したまま働くことも、自身のライフイベントを進めていくことも、ワンオペレーションでは為し得ないことだと感じます。だからこそ、自分の人生にも作業療法を当てはめて考えてしまうのかもしれませんが。

これまで培ったさまざまな繋がりに助けられてきたからこそ、その繋がりを大切にしながら、これからの将来に希望をもって作業療法を楽しみ続けていきたいと思っています。

お詫びと訂正

本誌 98 号 (2020 年 5 月 15 日発行) に下記の誤りがございました。訂正させていただくとともに深くお詫び申し上げます。

P40

2019 年度の確定組織率

誤 63.6% (会員数 60,024 名 / 有資格者数 94,255 名)

正 63.7% (会員数 60,024 名 / 有資格者数 94,240 名)

有資格者数 誤 94,255 名 正 94,240 名

死亡退会者数 誤 230 名 正 245 名



2020 年度特別表彰

今年度、特別表彰を受賞されたのは種村留美氏（会員番号 815、神戸大学大学院保健学研究科教授）である。「表彰規程」によれば、特別表彰とは「日本作業療法士協会もしくはわが国の作業療法の発展に特筆すべき事績をもって著しく寄与した者の表彰」であり、都道府県士会からの推薦を受け、表彰審査会にて厳正な審査を経て理事会で審議・決定されている。種村氏は高次脳機能障害の作業療法に長年にわたり積極的に取り組み、研究、学会運営、執筆活動等により当該分野の学術的発展に大きく寄与した功績が高く評価された。

受賞者のことば 種村留美

このたびは、特別表彰受賞に際しまして、日本作業療法士協会およびこれまで共に支えていただきましたとてもとても多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

協会には、学術誌の編集委員や研修会講師など携わらせていただきましたが、この賞を契機に、ますます貢献せねばという思いを強くしております。

振り返ってみれば、作業療法士になって 40 年の歳月が経ってしまったわけですが、その半分为臨床、半分为教育という作業療法士人生となりました。臨床での作業療法でも、まだまだ患者様から学ぶべきことを多く残したまま、大学院への進学、その後教職の道に入ったわけですが、いわゆる『作業療法専攻の先生』としては、いつ学生に臨床を満足に伝えられるようになるのだろうと、自問自答しつつ今日に至っており、未熟なままです。

私がこれまでに専門としたところは、『高次脳機能障害作業療法』ですが、作業療法士になりたての頃、研修会であるドクターに、「高次脳機能障害は、本当は医師がやるべきだが、時間が無いから他の職種がやっているが、知識のない職種が診るのは賛成できない」と言われたことを思い出します。それならば、知識を積みばよいのだな、と、当時それほど高次脳機能障害に関する和書は多くなかったので読み終え、英文雑誌も自分が担当した患者様に関する論文を探して読んでいました。今では優れた教科書がたくさんあり、学びには良い環境となったと思います。

また、多くのことを、患者様の語りや行為から学びました。小倉、伊豆、岡山、京都、神戸と渡り歩きましたが、行く先々で、臨床で関わらせていただいた患者様から、今でも近況報告をいただき、その都度に、喜び、哀しみ、また勇気をいただいています。

教え子たちの活躍もまたしかり、です。最近では SNS で知ることもできて、便利な世の中になったなぁと思っています。

まだまだ作業療法士としてイケると思っていますので（笑）、残りの作業療法士人生、協会に貢献しつつ、高次脳機能障害作業療法の伝達を精進してまいりたいと思います。

本当にありがとうございました。



種村 留美（たねむら るみ）

2004 年、広島大学大学院医学系研究科博士後期課程保健学専攻修了、博士（保健学）。

1980 年、作業療法士免許取得。以後、おさゆきリハビリテーション病院、伊豆山温泉病院、京都大学医学部保健学科（旧京都大学医療技術短期大学部）を経て、2007 年より神戸大学大学院保健学研究科教授、現在に至る。2019 年より同研究科副研究科長。

日本作業療法士協会学術誌編集委員をはじめ協会や士会の各種委員会の委員のほか、高次脳機能障害作業療法研究会代表、日本高次脳機能機能障害学会理事、文部科学省大学設置・学校法人審議会専門委員等も歴任。

著書：『理学療法・作業療法テキスト 運動学実習』（共編著）、『臨床フィールドガイド（第 2 版）』（共著）、『作業療法学全書（改訂第 3 版）第 8 巻：高次脳機能障害』（共著）ほか、高次脳機能障害関連を中心に論文・著書多数。

声を集めて、社会を変える

日本作業療法士連盟 富山県責任者 渡邊 雅行



新型コロナウイルスの影響は皆さんの職場、地域においてどのような状況をもたらしているでしょうか。生活上でさまざまな苦勞をされたり、直接・間接を問わず支援に携わったりしている方も多いと思います。

私が日本作業療法士連盟に入会したきっかけは、海外の知人から日本人はもっと地域活動や政治的な意見・主張をしたほうがよいと言われたので、学んでみようという軽い気持ちでした。また、30年以上途上国の障害者支援の研究と実践をしてきました。WHOで公表しているCBRマトリックスには、政治への参加という項目も含まれています。それは世界の至るところで障害者は偏見にさらされ、また、制度が未整備である現実があり、この現実を変え、より良い社会生活を送るためには政治的になんらかの関わることに意味があるからです。

普段、私たちは政治について考えることは少ないかもしれません。しかし、今はいかがでしょうか。新型コロナウイルスに対しての国や自治体の対応は、多くの国民が思っていることが果たして十分に反映

しているのでしょうか。それらと同様に、私たち作業療法士がクライアントの健康や幸福のために働いていて、法律や制度の壁を感じませんか。

私には色覚障害と右突発性難聴があります。まわりの理解もあり、教員や臨床での業務にあたってきました。過去に日本では色覚障害者は進学や就労に制限がありましたが、改善されました。カラーユニバーサルデザインも普及しつつあります。そして、聴力の改善はありませんでしたが、突発性難聴は県の指定難病であるので医療費の助成を受け、入院と1年間の通院治療を受けることができました。

作業療法士はクライアントの声なき声に心を寄せ、専門職として目標設定やプログラム立案をしています。日常業務では、クライアントが声を発するため黒子に徹することも求められるかと思いますが、法律や制度、社会を変えるためには声を発することが必要です。

誰一人取り残さない社会をめざし、皆さんも連盟の一員となり、作業療法士の思いを施策に反映させていこうではありませんか。

「医療福祉eチャンネル」の単位認定番組（自宅受講、ポイント取得可）

単位認定は、日本作業療法士協会
会員ポータルサイトに反映されます

現職者共通研修プログラム対応番組

1講座(番組)あたり、1.5時間の単位認定を受けることができます。

1. 作業療法生涯教育概論
2. 作業療法における協業・後輩育成
3. 職業倫理
4. 保健・医療・福祉・地域支援
5. 実践のための作業療法研究
6. 作業療法の可能性
7. 日本と世界の作業療法の動向
8. 事例報告と事例研究

「生活行為向上マネジメント：基礎編」

生活行為向上マネジメントマニュアルを用い、その概論、各種シート的使用方法について学びます。

※新規登録の際には必ず「日本作業療法士協会の方」を選択してください。

※医療福祉eチャンネルでの単位認定には「履修登録」と「受講管理料」が必要となります。

医療・福祉の動画配信サイト

医療福祉eチャンネル

☎ 0120-870-774 (前9:00~後5:00/土・日・祝を除く)

E-mail: info@iryofukushi.com URL: <http://www.ch774.com>



2020 年度 協会主催研修会案内

今後の新型コロナウイルスの感染状況の推移によっては中止・延期等の対応を取らざるを得ない可能性もありますのでご注意ください。
最新情報はホームページにてご確認ください。

認定作業療法士取得研修 共通研修			
講座名	日 程 (予定を含む)	開催地 (予定を含む)	定員数
(開催見送り) 管理運営③	2020年6月27日(土)～6月28日(日)	広島：調整中	45名
(開催見送り) 管理運営④	2020年8月22日(土)～8月23日(日)	大阪：調整中	45名
管理運営⑤	2020年10月24日(土)～10月25日(日)	北海道：調整中	45名
管理運営⑥	2020年11月21日(土)～11月22日(日)	東京：日本作業療法士協会事務局	45名
管理運営⑦	2020年12月26日(土)～12月27日(日)	大阪：調整中	45名
(開催見送り) 研究法②	2020年6月13日(土)～6月14日(日)	愛知：調整中	40名
(開催見送り) 研究法③	2020年7月11日(土)～7月12日(日)	大阪：調整中	40名
研究法④	2020年10月10日(土)～10月11日(日)	宮城：調整中	40名
研究法⑤	2020年11月14日(土)～11月15日(日)	大阪：調整中	40名
研究法⑥	2020年12月12日(土)～12月13日(日)	福岡：調整中	40名

認定作業療法士取得研修 選択研修			
講座名	日程 (予定を含む)	開催地 (予定を含む)	定員数
(開催見送り) 身体障害の作業療法③ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年6月27日(土)～6月28日(日)	福岡：調整中	40名
(開催見送り) 身体障害の作業療法④ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年7月11日(土)～7月12日(日)	大阪：新大阪丸ビル	40名
(開催見送り) 身体障害の作業療法⑤ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年8月8日(土)～8月9日(日)	福岡：調整中	40名
身体障害の作業療法⑥ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年10月24日(土)～10月25日(日)	広島：調整中	40名
身体障害の作業療法⑦ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年11月28日(土)～11月29日(日)	東京：調整中	40名
身体障害の作業療法⑧ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年12月12日(土)～12月13日(日)	愛知：調整中	40名
身体障害の作業療法⑨ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2021年1月16日(土)～1月17日(日)	広島：調整中	40名
(開催見送り) 老年期障害の作業療法② 高齢者に対する作業療法	2020年8月29日(土)～8月30日(日)	愛知県：調整中	40名
老年期障害の作業療法③ 高齢者に対する作業療法	2020年10月10日(土)～10月11日(日)	福岡県：調整中	40名
老年期障害の作業療法④ 高齢者に対する作業療法	2020年11月21日(土)～11月22日(日)	大阪：調整中	40名
精神障害の作業療法② 急性期～維持期の実践マネジメント (事例検討)	2020年11月7日(土)～11月8日(日)	東京： 日本作業療法士協会事務局	30名
発達障害の作業療法① 幼児期から学童期の地域支援と家族支援	2020年10月24日(土)～10月25日(日)	大阪：調整中	30名

専門作業療法士取得研修					
講座名		日程(予定を含む)		開催地(予定を含む)	定員数
基礎研修：受講要件はありません。臨床経験や認定取得状況に関わらず、入会後臨床1年目から受講可能です。					
高次脳機能障害	(開催見送り) 基礎Ⅰ	2020年6月27日(土)～6月28日(日)		大阪：JEC日本研修センター 江坂	40名
	基礎Ⅱ	2020年11月14日(土)～11月15日(日)		大阪：新大阪駅 丸ビル新館	40名
	応用Ⅱ ※申込みは郵送のみ	2021年1月30日(土)～1月31日(日)		大阪：調整中	40名
精神科急性期	基礎Ⅱ	2020年11月～12月調整中		大阪：調整中	40名
	基礎Ⅲ	2020年10月17日(土)～10月18日(日)		大阪：新大阪丸ビル新館	40名
摂食嚥下	(開催見送り) 基礎Ⅰ	2020年6月27日(土)～6月28日(日)		大阪：新大阪丸ビル新館	40名
	基礎Ⅱ	2020年10月10日(土)～10月11日(日)		東京：調整中	40名
	応用Ⅴ ※申込みは郵送のみ	2021年1月30日(土)～1月31日(日)		東京：日本作業療法士協会事務局	20名
特別支援教育	(開催見送り) 基礎Ⅱ-1	2020年6月27日(土)～6月28日(日)		大阪：新大阪丸ビル新館	40名
	応用Ⅱ ※申込みは郵送のみ	調整中		調整中	20名
	応用Ⅲ ※申込みは郵送のみ	調整中		調整中	20名
認知症	基礎Ⅲ	調整中		大阪：調整中	40名
	応用Ⅱ・Ⅲ	調整中		大阪：調整中	20名
福祉用具	基礎Ⅰ	2021年1月調整中		東京：調整中	40名
	基礎Ⅲ	2020年12月12日(土)～12月13日(日)		東京：調整中	40名
	基礎Ⅳ	2020年10月～11月調整中		大阪：調整中	40名
訪問作業療法	基礎Ⅰ	2020年10月31日(土)～11月1日(日)		東京：日本作業療法士協会事務局	40名
	応用Ⅰ ※申込みは郵送のみ	2021年1月30日(土)～1月31日(日)		大阪：調整中	40名
がん	基礎Ⅳ	2020年11月14日(土)～11月15日(日)		東京：日本作業療法士協会事務局	40名
就労支援	基礎Ⅳ・Ⅵ	2020年10月10日(土)～10月11日(日)		東京：日本作業療法士協会事務局	40名
	(開催見送り) 基礎Ⅴ	2020年7月4日(土)～7月5日(日)		大阪：新大阪丸ビル新館	40名
手外科	詳細は日本ハンドセラピ学会のホームページをご覧ください。				

作業療法重点課題研修			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
運転と地域での移動手段に関する研修会	2020年調整中	静岡：調整中	80名
運転と地域での移動手段に関する研修会	2021年調整中	中・四国エリア：調整中	80名
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた作業療法研修会	2020年12月調整中	宮城：調整中	60名

放課後デイサービスに関する作業療法研修会	調整中	兵庫：調整中	40名
グローバル活動セミナー 海外で働く、学ぶ、生活する ～作業療法士が活躍できる海外の選択肢～	2021年1月24日(日)	東京： 日本作業療法士協会事務局	30名
生活行為向上マネジメント指導者研修	調整中	東京：調整中	40名
教員・実習指導者のためのMTDLPを活用した 作業療法教育法	2020年8月23日(日)	大阪：大阪医療福祉専門学校	60名
教員・実習指導者のためのMTDLPを活用した 作業療法教育法	調整中	調整中	60名

厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会 (神奈川)	調整中	神奈川：調整中	100名
厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会 (大阪)	調整中	大阪：調整中	100名
厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会 (福岡)	調整中	福岡：調整中	100名

臨床実習指導者実践研修会			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
臨床実習指導者実践研修会(熊本)	調整中	熊本：調整中	100名
臨床実習指導者実践研修会(大阪)	調整中	大阪：調整中	100名
臨床実習指導者実践研修会(宮城)	調整中	宮城：調整中	100名

がんのリハビリテーション研修会			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
がんのリハビリテーション研修会	詳細は後日協会ホームページに掲載致します。		

地域連携研修会			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
地域連携研修会	詳細は後日協会ホームページに掲載致します。		

認定作業療法士研修会			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
認定作業療法士研修会 ～指導的職員・職場リーダー育成講座～	2021年2月6日(土)～2021年2月7日(日)	東京： 日本作業療法士協会事務局	40名

■ 詳細は、日本作業療法士協会のホームページをご覧ください。

■ 協会主催研修会の問い合わせ先 電話：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872 E-mail：ot-kenshu@jaot.or.jp

『研修受講カード』 お手元にありますか？

事務局・教育部

皆様のお手元に『研修受講カード』はありますか？

2017年度(2018年3月末日)までに入会した方には、2018年度の会費納入状況にかかわらず2018年4月より順次発送し、2018年度から入会した方には、入会手続き終了後に送付をしております。

事務局への問い合わせメールを見ると会員証と混同されている方が多くいらっしゃるようです。『研修受講カード』は、これまで毎年発行していた会員証とは違い、1度きりの発行です。当協会会員である期間はずっと持っていていただくカードです。

紛失等による再発行は可能ですが、再発行は有料となります。紛失しないよう大切に保管し管理をお願いします。

定款施行規則 改定（一部抜粋）

(電子会員証)

第7条 会長は、入会を承認した正会員及び以後毎年度会費を納入した正会員に対して別図第2の電子会員証を交付し、会員ポータルサイト上に掲載するとともに印刷可能な状態に置く。

(研修受講カード)

第8条 会長は、入会を承認した正会員に対し、原則として1回のみ別図第3の研修受講カードを交付する。



別図第2 (電子会員証)



(表)



(裏)

別図第3 (研修受講カード)

●研修受講カードとは？

- ①研修会へ持参し、受付に提示することでバーコード読み込みが行われ、参加受付ができます（順次、対象研修会拡大予定）。将来的には、研修受講カードを研修会時に読み取ることで生涯教育制度のポイント登録が自動的に行えるようになります（2020年度導入予定）。
- ②会員ポータルサイト ログインパスワードの発行に使用します。
これまで、パスワードの発行は郵送受付のみで、お手元に届くまで時間がかかりましたが、研修受講カードに印字されている番号で本人確認を行い、仮パスワードが即時発行されます。

●会員証との違いについて

2018年度より、会員証は電子化されました。電子会員証は当協会にて当該年度の会費納入確認後に会員ポータルサイト内で表示・印刷ができます。

当該年度の会費を納めたことを証明するのが会員証であり、会員証には、年度の記載と有効期限が表示されています。また改姓のお届けがあった場合は、手続き終了後に改姓後のお名前に変更されます（ポータルサイトでの変更の場合は、翌稼働日に反映されます）。

2019年4月1日以降は、事務局で2019年度会費の納入を確認できた後に、表示・印刷が可能となります（2019年3月31日までに事務局で会費の納入を確認できた方には、2019年4月1日より2019年度の会員証が表示されます）。

電子会員証には研修受講カードと同じバーコードも表示されていますので、研修受講カードの代わりとしても使用可能です。ただし、会費の納入方法によって、入金確認作業に数日から2週間程度の日数がかかりますのでご注意ください。

●研修受講カードの再発行方法

申請書と再発行手数料1,500円が必要です。

協会ホームページの教育部生涯教育委員会ページに再発行の手続き方法を掲載していますので、そちらをご覧ください。協会事務局までお問い合わせください。

当協会は会員番号で皆さまの情報を管理しているため、婚姻等による改姓の場合でも、発行時のカードをそのままご利用することをお願いしております。改姓による再発行を希望される場合も、再発行手数料がかかりますのでご注意ください。



緊急事態宣言が解除されましたね。約 2 ヶ月でここまで感染者数を減らすことができたので、今後も感染対策をしながら生活していきたいものです。皆さんは、新たな生活スタイルが見つかりましたでしょうか。運動不足解消のために自転車から徒歩に、勉強会スタイルを対面から Web に、提出物を紙媒体から電子媒体に、などなど創意工夫されたかと思います。効率的になったり、新たな発見があったり、社員もいつもと違った反応をしたり。逆に日々やっていることの大切さを知ること。

私自身も、色々試しては修正して、また試しての繰り返しでした。アフターコロナで新しいスタイルを定着させることもそうですが、何か新しいことを始めようと、一歩でも半歩でも動き出すことの大切さを改めて振りかえる時でもありましたね。一日も早く穏やかな日が訪れますように。

(関本)

本誌に関するご意見、お問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

E-mail kikanshi@jaot.or.jp

■ 2019 年度の確定組織率

63.7% (会員数 60,024 名 / 有資格者数 94,240 名*)

※ 2020 年度は会員数がまだ確定していないため組織率の算定ができません。当協会の最新の組織率としては、理事会の承認を得て確定した 2019 年度の会員数に基づくこの数値をご利用ください。

■ 2020 年 5 月 1 日現在の作業療法士

有資格者数 99,788 名*

会員数 59,636 名

社員数 249 名

認定作業療法士数 1,100 名

専門作業療法士数 (延べ人数) 114 名

■ 2019 年度の養成校数等

養成校数 193 校 (202 課程)

入学定員 7,650 名

※ 有資格者数の数値は、過去の国家試験合格者数を単純に累計した数に、本会が把握し得た限りでの外国で取得した免許から日本国免許へ切り換えた者を加え、死亡退会者数 (245 名) を除いた数として示していますが、免許証の未登録、取り消し、本会が把握し得ない死亡その他の理由による消除の結果生じた減数分は算入されていません。

日本作業療法士協会誌 (毎月 1 回発行)

第 99 号 2020 年 6 月 15 日発行

□ 広報部 機関誌編集委員会

委員長: 香山 明美

委員: 関本 充史、岡本 宏二、磯野 弘司、野崎 智仁、岡村 忠弘、米井 浩太郎、浅倉 恵子、山口 理貴

編集スタッフ: 宮井 恵次、大胡 陽子、谷津 光宏

表紙デザイン: 渡辺美知子デザイン室 / 制作・印刷: 株式会社サンワ

発行所 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会 (TEL.03-5826-7871 FAX.03-5826-7872)

■ 協会ホームページアドレス <http://www.jaot.or.jp/>

□ 求人広告: 1/4 頁 1 万 3 千円 (賛助会員は割引あり)

明日に、 つづく。

私たち作業療法士は、
少しずつ着実に
歩みを進めてきました。
社会の変化と
求められる役割に応じて
定義を見直し、
これからもさらなる
挑戦を続けます。

作業療法は、人々の健康と幸福を
促進するために、医療、保健、福祉、教育、
職業などの領域で行われる、
作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。
作業とは、対象となる人々にとって目的や
価値を持つ生活行為を指す。

作業療法は、
「人は作業を通して健康や幸福になる」という
基本理念と学術的根拠に基づいて行われる。

作業療法の対象となる人々とは、
身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への
不応により、日々の作業に困難が生じている、
またはそれが予測される人や集団を指す。

作業には、
日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊び、
対人交流、休養など、人が営む生活行為と、
それを行うのに必要な心身の活動が含まれる。

作業には、
人々ができるようになりたいこと、できる必要が
あること、できることが期待されていることなど、
個別的な目的や価値が含まれる。

作業に焦点を当てた実践には、
心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する
手段としての作業の利用と、その作業自体を練習し、
できるようにしていくという目的としての
作業の利用、およびこれらを達成するための環境への
働きかけが含まれる。





一般社団法人

日本作業療法士協会

2020年6月15日発行 第99号